

平成 31 年度税制改正大綱の注目点 (2)

平成 31 年度税制改正大綱の注目すべき項目について、前号で下記の 1～3 を紹介しました。今号では 4～5 についてご紹介します。

<税制改正の注目点>

1. 消費税率の引上げに対する対応等
2. 企業のイノベーション促進
3. 中小企業への支援
4. 個人事業者の事業承継に対する支援
5. その他相続税・贈与税の改正

4. 個人事業者の事業承継に対する支援

一定の認定を受けた相続人が相続等により特定事業用資産(※)を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、一定の相続税の納税が猶予されます。

(※) 特定事業用資産は、被相続人の事業(不動産貸付事業等を除く)の用に供されていた土地(面積 400 m²までの部分に限る)、建物(床面積 800 m²までの部分に限る)及び建物以外の一定の減価償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されるものとされます。

なお、贈与税についても同様の制度が創設されます。

⇒2019 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの相続等、贈与に適用

5. その他相続税・贈与税の改正

(1) 特定事業用宅地等に係る

小規模宅地等の特例の見直し

相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等が小規模宅地等の特例適用対象外となります。

ただし、その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の 15%以上である場合は除かれます。

⇒2019 年 4 月 1 日以後の相続等から適用(同日前から事業の用に供されている宅地等は除く)

(2) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

- ①適用期限が 2021 年 3 月 31 日まで延長されます。
- ②受贈者の前年の合計所得金額が 1,000 万円を超え

る場合は適用対象外となります。

③この制度は、贈与者の相続開始前 3 年以内の贈与について、受贈者が 23 歳以上であるなど一定の場合には、相続税の課税対象となります。

⇒②は 2019 年 4 月 1 日以後の贈与から適用

③は 2019 年 4 月 1 日以後に贈与者が死亡した相続等から適用

(3) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

①適用期限が 2021 年 3 月 31 日まで延長されます。

②受贈者の前年の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は適用対象外となります。

⇒2019 年 4 月 1 日以後の贈与から適用

(4) 配偶者居住権の評価の創設

民法改正により、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を終身または一定期間、その配偶者が使用し続けることを認める権利(配偶者居住権)が新設されました。

ただし、その配偶者居住権については、相続税の課税対象となり、その財産評価の方法が今回の税制改正大綱で明らかになりました。

⇒配偶者居住権の創設：2020 年 4 月 1 日

(5) その他民法の改正に伴う見直し

- ①相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢が 18 歳未満(現行 20 歳未満)に引き下げられます。
- ②相続時精算課税制度等の受贈者の年齢要件が 18 歳以上(現行 20 歳以上)に引き下げられます。

⇒2022 年 4 月 1 日以後の相続等または贈与から適用

(6) 事業承継税制に係る要件の緩和

一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が、資産保有型会社・資産運用型会社となった場合においても、6 月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。

⇒適用時期は未定

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

(提供：朝日税理士法人)

いっしょに、明日のこと。

Share the Future



SMBC 日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future